平成３０年（フ）第６号
兵庫県小野市片山町1073番地の１　アーバン小野309号、前住所兵庫県小野市中町１番地の８　グランドヒルＣ109
債務者　小笠　俊哉
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１４８号
香川県丸亀市土器町東８丁目306番地　イースト丸亀Ｂ棟201号
債務者　田城亜也子
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１４９号
香川県丸亀市土器町東８丁目306番地　イースト丸亀Ｂ棟201号
債務者　田城　未幸
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１５６号
香川県綾歌郡宇多津町大字東分314番地２
債務者　齊藤　民江
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１５７号
香川県綾歌郡宇多津町大字東分314番地２
債務者　齊藤　真希
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第２号
香川県丸亀市垂水町2766番地１　プロムナード垂水102号
債務者　福井健太郎
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２３６号
茨城県古河市東山田5310番地470
債務者　初見　悦男
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第８号
長崎県長崎市浜平２丁目８番３号
債務者　西村　　実
１　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５号
長崎県長崎市小江原２丁目23番12―503号
債務者　北野　美恵
１　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
長崎県長崎市目覚町24番18号　コーポ綾Ｂ棟205号室
債務者　渡部　順二
１　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
北海道苫小牧市三光町２丁目14番15号コーポフジ
債務者　石動　正勝
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第４号
北海道苫小牧市三光町２丁目14番15号コーポフジ
債務者　石動　康子
１　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第９９４号
仙台市青葉区台原７丁目４番21号　コーポ台原102
債務者　江頭　壽文
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９９５号
仙台市宮城野区新田東１丁目12番地の７、従前の住所仙台市宮城野区新田４丁目34―５―402
債務者　門間　知子
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１００５号
仙台市若林区荒井東２丁目１番地の１　荒井東市営住宅１棟116
債務者　北澤　昭子
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１６号
仙台市泉区泉中央南12番地の８　泉中央南市営住宅715
債務者　早坂　雪枝
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
福島県いわき市平赤井字南茨１番地の524
債務者　添田香保里
１　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福島地方裁判所いわき支部